

議案第22号

土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正について

次のとおり土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決（昭和34年3月20日議決）の一部を改正し、平成21年度分の市町村負担金から適用することについて、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
事業名	市町村の負担額	備考	事業名	市町村の負担額	備考
略			略		
水産基盤整備事業 （漁港漁場整備法			水産基盤整備事業 （漁港漁場整備法		

(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。)

地域水産物供給基盤整備

事業費の $\frac{0.75}{10}$ の額

広域水産物供給基盤整備

事業費の $\frac{0.75}{10}$ の額
ただし、特定第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては事業費の $\frac{0.3}{10}$ の額、第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては事業費の $\frac{0.37}{10}$ の額とする。

漁港水域環境保全対策

事業費の $\frac{0.75}{10}$ の額

災害関連

事業費の $\frac{0.75}{10}$ の額

(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設の整備に係るものに限る。)

地域水産物供給基盤整備

事業費の $\frac{0.75}{10}$ の額

広域水産物供給基盤整備

事業費の $\frac{0.75}{10}$ の額
ただし、特定第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては事業費の $\frac{0.3}{10}$ の額、第三種漁港における外郭施設及び水域施設に係るものについては事業費の $\frac{0.37}{10}$ の額とする。

漁港水域環境保全対策

事業費の $\frac{0.75}{10}$ の額

災害関連

事業費の $\frac{0.75}{10}$ の額

港整備交付金（漁港
漁場整備法（昭和25
年法律第137号）第
3条に規定する漁港
施設の整備に係るも
のに限る。）

事業費の $\frac{0.75}{10}$ の額

略

略